自主的避難等対象区域(田村郡三春町)から平成24年3月に県外に自主的避難を実行した申立人ら夫婦及び娘3人(平成11年生まれ、平成14年生まれ及び平成20年生まれ)について、平成27年3月分までの避難費用、生活費増加費用等が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 面会交通費

イ 引越費用

ウ 宿泊謝礼

エ 二重生活に伴う生活費増加分

才 家財道具購入費

力 避難雑費

キ 本件和解仲介に関する弁護士費用

期間 上記損害項目アないしカについて

平成24年3月1日から平成27年3月31日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金4,367,598円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア	面会交通費		568,	510円
1	引越費用		37,	876円
ウ	宿泊謝礼		740,	000円
工	二重生活に伴う生活費増加分		740,	000円
オ	家財道具購入費		150,	000円
力	避難雑費	2,	004,	000円
キ	本件和解仲介に関する弁護士費用		127,	212円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人 らは被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和 解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し て別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するもの とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解 決センターに交付する。

平成28年10月19日

(仲介委員 森哲也)